

訴えの提起について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 2 月 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

国民健康保険の保険給付に要した費用に伴う損害賠償請求にかかる訴えを提起したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定にもとづき、この案を提出いたします。

訴えの提起について

青梅市は、[REDACTED]に対して、下記のとおり損害賠償金等の支払を求める訴えを提起する。

記

1 相手方

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 事件の概要

- (1) 相手方は、平成 3 0 年 8 月 2 5 日に青梅市国民健康保険被保険者(以下「被保険者」という。)との間で交通事故を発生させた。
- (2) 被保険者は、当該交通事故により医療機関を受診し青梅市は保険給付を行ったことから、青梅市は相手方に対する損害賠償請求権を取得した。
- (3) 青梅市は、令和 3 年 1 月に相手方に対し、1 4 9 , 3 8 0 円の損害

賠償請求を行い、納期限までに支払が行われなかったため、令和3年3月以降相手方に対して、督促や催告等再三の損害賠償請求を行ったが、支払の履行がされなかった。

(4) 以上のことから、滞納している損害賠償金等の支払を求める訴えを提起するものである。

3 請求の趣旨

(1) 次の金額の支払を求める。

ア 金149,380円

イ 平成30年11月1日から令和元年5月31日までの遅延損害金2,058円

ウ 令和元年6月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

4 訴訟遂行の方針

(1) 本件訴訟は少額訴訟手続によるものとする。なお、相手方の希望等により通常訴訟に移行する場合がある。

(2) 本件訴訟において必要がある場合は、和解および上訴をすることができるものとする。